



■消費者として食品ロスを減らす行動を!!

皆さんは、食べられるのに捨てられている食品(食品ロス)がどの程度発生しているかを知っていますか。日本ではなんと年間約600万トン(日本人一人当たり、年間約50kg)以上の食品ロスが発生しています。

近年、クリスマスや節分など季節のイベントが行われる際に、余った食品が大量に廃棄されたり、消費期限や賞味期限が切れていないのに、納品期限や販売期限切れによって食品が廃棄されたりするなど、様々な場面での「食品ロス」が問題視されています。

しかし、食品ロスの約半分(300万トン)は家庭から発生しています。お茶わん一杯分(40g)の食べ物が毎日捨てられていることになりました。令和元年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。食品ロスを削減するには、一人ひとりの消費者が、「もったいない」という考え方の下で、必要な量だけ購入・

問合先 協働人權課広聴・協働担当1階④番窓口 ☎939・1331

注文して食べるといふことを実践するなど、主体的に食品ロスの削減を推進していくことが求められています。

■持続可能な社会を目指して

平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。この目標では、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指しています。

私たちが住んでいる地球は豊かな資源に恵まれています。その資源は限られています。限りある資源を大切に、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を持続していくためには、食品ロスの問題を手始めとして、日々の消費が現在及び将来の社会や環境などとながっていることをより多くの消費者が意識し、適切に行動していくことが必要ではないでしょうか。

○訪問販売お断りステッカーを配付

訪問販売などの取引の勧誘を断りたいと考えている消費者を支援するためのものです。望まない勧誘を受けたら、このステッカーを見せて「断ります」とはっきり告げましょう。

配付場所 協働人權課(1階④番窓口)
※無くなり次第終了
※屋外の目立ちやすい平らな場所に貼り付けてご使用ください。



○消費生活パネル展

身近にある消費者トラブルに関する最新の情報を紹介します。

日時 5月18日(月)~29日(金)

9時~17時30分

場所 市役所1階ロビー

○消費者出前講座

消費生活相談員が地域に出向き、最新の相談事例や悪質商法の手口について分かりやすく、楽しくお話しします。被害に遭わないために一緒に学んでみませんか。

日程 希望日時を事前に調整し、決定

※土・日曜日、祝日も派遣可能

対象 市内の自治会、町内会、老人会など(参加人数が10人以上の催し)

時間 30分~1時間程度

費用 無料

申込・問合先 協働人權課 広聴・協働担当

(1階④番窓口) ☎939・1331

※コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、お受けできない場合もあります。

藤井寺市消費生活センター

消費生活センターでは、専門知識を有した消費生活相談員が、トラブルの解決策や事業者との交渉方法をアドバイスします。また、複雑な相談の場合は、相談員が間に入って事業者と交渉します。

日時 月~金曜日(祝日除く) 10時~12時、12時45分~16時

場所 市役所1階⑤番窓口 ☎939・1320

相談方法 面談又は電話相談 ※予約不要

令和元年度 消費生活相談結果

■件数

昨年度に藤井寺市消費生活センターに寄せられた相談件数は562件で、前年度より65件増加しました。相談内容では販売方法や契約・解約に関する相談が多く、インターネットの普及に伴うインターネット通販サービスのトラブルに関する相談が58件増加しました。

■年代別

相談者の年代別では、60歳以上の高齢者からの相談が全体の約40%を占めており、依然として高齢者が消費者トラブルに遭いやすい傾向があります。

子どもがオンラインゲームで高額な課金をしてしまったという相談も寄せられています。

■インターネットに関する相談事例

- ・「お試し初回500円」という健康食品や飲料、化粧品の広告を見て、安いと思って申し込んだら、定期購入になっており、思いがけない請求を受けた。
- ・インターネットやスマートフォンの通信を業者に勧められるままに契約したが、よく考えたら必要ないので解約したい。
- ・利用した覚えのない請求がショートメッセージで届いたが、どうしたらいいのかわからない。

困ったときは、藤井寺市消費生活センターに相談を!